

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○農業振興事業費補助金交付要綱の一部を 改正する告示 (経営支援・担い手育 成課、流通・ブランド戦略課、農産課、林業振興課)	631	○公共測量の終了 (用地課)	633
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	632	○京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使 用料の額を定めた告示の一部改正 (住宅政策課)	〃
○保安林の指定予定 (〃)	〃	公 告	
○保安林の指定施業要件の変更 (山城広域振興局)	633	○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	〃

告 示

京都府告示第454号

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の7の項及び13の項中「対し、」を「対して」に改め、同表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の29の項中「対し、」を「対して」に改め、同表中同項を28の項とし、30の項から44の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に次のように加える。

44	農 業 者 村 市 町	農業者が行う親元就農応援事業に要する経費及び 農業者が行う同事業に要する経費に対して市町村 が補助する場合における 当該事業に要する経費	知事が必要と認 める額	事業費総額の2割を 超える増減	1 事業内容の変更 2 事業の新設又は廃止
----	----------------	---	----------------	--------------------	--------------------------

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月11日から施行し、この告示による改正後の農業振興事業費補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

京都府告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 9 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市大宮町谷内小字寺ノ谷67の2、69の1、10055、10055の丙、10055の丁、10059の1、10059の2、10059の丁、10060の乙、10060の丙、10068、10069、10069の乙、10071、10071の丙、10071の丁、10073、10073の丁、10074、10076、小字矢谷259、小字和田森272の1、280、小字ジヨナカ鼻275の1、小字和田森道下281、小字和田森上282から288まで、小字アラタ289から295まで、小字蒲ヶ谷296から300まで、303、304、304の1、小字本座301、302、305、314から318まで、小字ササ畑306から313まで、小字ハゲノ下319、319の1から319の4まで、小字釜ノ谷320から324まで、小字堀ノ谷325から329まで、小字ヒエカ谷330、331、小字鯉首332から335まで、337、小字ロンデ336、338から343まで、小字セバト344から351まで、351の1、352から355まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

小字寺ノ谷10071・小字ハゲノ下319・319の3・小字釜ノ谷320から322まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、324、小字ヒエカ谷330・331・小字鯉首332・337・小字ロンデ336（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 9 月 11 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

京丹後市久美浜町神谷小字丹波谷234、331、331の1、332、333、小字宮ノ後334・335（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、346、346の1、347から349まで、374から378まで、378の乙、379、381、382、小字古畑336、337（次の図に示す部分に限る。）、338、339の1、339の2、340から343まで、345・小字東山350・350の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、370、370の1（次の図に示す部分に限る。）、371から373まで、小字寺谷351から353まで、362、362の1、363の1、363の2・368・369（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、369の1、小字高尾尻354の1、354の2、355、356、356の乙、357から361まで、小字蛇谷380、小字西側10090、10090の1から10090の3まで、10091、10092、10093（次の図に示す部分に限る。）、10094、10095、10096・10097・10097の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、10097の2、10098・10099（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、10100、10101の1、10101の2、10102から10104まで、10104の1から10104の5まで、10105、10105の1から10105の13まで、10106、10106の1から10106の3まで、10107、10107の1から10107の3まで、10108、10109、10110の1から10110の4まで、10111から10115まで、10115の1から10115の4まで、10116、10117

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

小字宮ノ後349・小字東山370の1・371・372・小字寺谷352（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、353、362・362の1・小字西側10106の3・10107の1・10114・10116（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図

面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 8 年 9 月 11 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木津川市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木津川市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 8 年京都府告示第46号）が令和 8 年 6 月 12 日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和 8 年 9 月 11 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
木津川市相楽台地区の一部

京都府告示第459号

京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示（平成26年京都府告示第320号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 11 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

表穴川団地の項の次に次のように加える。

向日台団地	8,000円
-------	--------

公 告

多賀土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年 9 月 11 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 9・10 の 1 合地	奥 田 保
〃 〃 〃 小字東南組 20 の 1	北 川 正 徳
〃 〃 〃 小字西久保 2	栗 田 善 嗣
〃 〃 〃 小字下川 32	菱 本 嘉 政
〃 〃 〃 小字東南組 34	谷 口 良 信
〃 〃 〃 小字南久保 15	原 田 佳 修

(2) 監事

住 所	氏 名
綴喜郡井手町大字多賀小字内垣内 2	村 田 名良夫

綴喜郡井手町大字多賀小字東南組23	辻 井 一 彦
-------------------	---------

〃 〃 大字井手小字北玉水50	寺 島 正 直
-----------------	---------

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 9・10 の 1 合地	奥 田 保
〃 〃 〃 小字東南組20の 1	北 川 正 徳
〃 〃 〃 小字西久保 2	栗 田 善 嗣
〃 〃 〃 小字下川32	菱 本 嘉 政
〃 〃 〃 小字東北組37	辻 井 幸 弘
〃 〃 〃 小字南久保15	原 田 佳 修

(2) 監事

住 所	氏 名
綴喜郡井手町大字多賀小字内垣内 2	村 田 名良夫
〃 〃 〃 小字東南組23	辻 井 一 彦
〃 〃 大字井手小字北玉水50	寺 島 正 直